

静岡県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月5日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第3号

静岡県財務規則の一部を改正する規則

静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第5章（略） 第6章 収入及び支出 第1節～第7節（略） 第8節 概算払及び前金払（第122条一第125条の2） 第7章～第13章（略） 附則 第8節 概算払及び前金払 （前金払の額） 第125条の2（略）  第7章 出納 第1節 収納 （かいの出納閉鎖） 第126条（略）	目次 第1章～第5章（略） 第6章 収入及び支出 第1節～第7節（略） 第8節 概算払、前金払及び繰替払（第122条一第125条の3） 第7章～第13章（略） 附則 第8節 概算払、前金払及び繰替払 （前金払の額） 第125条の2（略） （繰替払の範囲等） 第125条の3 令第164条第5号に規定する規則で定める経費は指定代理納付者による歳入の納付に係る手数料とし、同号の規則で定める収入金は当該歳入に係る収入金とする。 第7章 出納 第1節 収納 （かいの出納閉鎖） 第126条（略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。